

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年6月26日
【発行者の名称】	株式会社サンフェステ (Sun Feste Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 九里 亨
【本店の所在の場所】	京都府亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目12番1号
【電話番号】	0771-21-1818
【事務連絡者氏名】	専務取締役 大西 正浩
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-3971-3101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 株式会社サンフェステ https://www.sunfeste.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【公表されるホームページのアドレス】	

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期
決算年月	2025年3月
売上高 (千円)	14,966,270
経常利益 (千円)	42,710
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△23,988
包括利益 (千円)	△23,544
純資産額 (千円)	285,271
総資産額 (千円)	4,215,250
1株当たり純資産額 (円)	1,296.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	15 (-)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△109.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	6.8
自己資本利益率 (%)	△8.4
株価収益率 (倍)	-
配当性向 (%)	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	112,623
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△463,502
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	552,954
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	339,136
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員) (名)	180 (280)

- (注) 1. 第30期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在していないため記載しておりません。
 3. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 4. 株価収益率、配当性向は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【沿革】

1994年10月に創業者である渡邊裕昭が酒類専門店の大型ディスカウント店の業態に着目し、サンフェステ本店を創業致しました。1996年5月には、2号店であるサンフェステ千代川店を開業致しました。

なお、会社設立後、現在までの沿革は次のとおりです。

年月	概 要
1996年6月	株式会社サンフェステ(資本金10,000千円)を京都府亀岡市に設立
1996年9月	業務用卸営業を開始
2001年6月	株式会社神戸物産とフランチャイズ契約を締結し、京都府亀岡市のサンフェステ本店に併設して、業務スーパー第1号店である業務スーパー亀岡店を開店
2004年9月	資本金を45,000千円に増資
2004年10月	京都府京都市に進出し、業務スーパー太秦店を京都市右京区に開店
2005年4月	酒類卸売免許を取得
2005年5月	酒類卸売事業を開始
2005年6月	資本金を50,000千円に増資
2005年7月	滋賀県初出店となる業務スーパー彦根インター店を滋賀県彦根市に開店(後に業務スーパー南彦根店に統合)
2007年6月	資本金を54,000千円に増資
2009年2月	大阪府初出店となる業務スーパー西淀川店を大阪市西淀川区に開店
2013年9月	株式会社コメダとフランチャイズ契約を締結し、コメダ珈琲店のフランチャイジーとして、京都府亀岡市にコメダ珈琲店亀岡千代川店を開店
2016年6月	資本金を60,000千円に増資
2016年12月	サト・アークランドフードサービス株式会社とフランチャイズ契約を締結し、かつやのフランチャイジーとして、滋賀県大津市にかつや大津瀬田店を開店
2019年3月	業務スーパー西陣店を開店(店内に馳走菜の第1号店を出店)
2019年7月	資本金を30,000千円に減資
2021年3月	京都府亀岡市のJR亀岡駅前に、イタリアンレストランAzalea(アザレア)を開店
2021年10月	資本金を90,000千円に増資
2021年12月	酒類製造事業を開始
2023年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年7月	ミヤコフーズ株式会社を完全子会社化

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は小売事業の業務スーパー事業として業務スーパー22店舗、酒類小売販売事業として酒小売店3店舗、惣菜製造販売事業として惣菜販売店12店舗を展開しております、その他の事業として酒類卸売事業と酒類製造事業と飲食事業を展開しております。

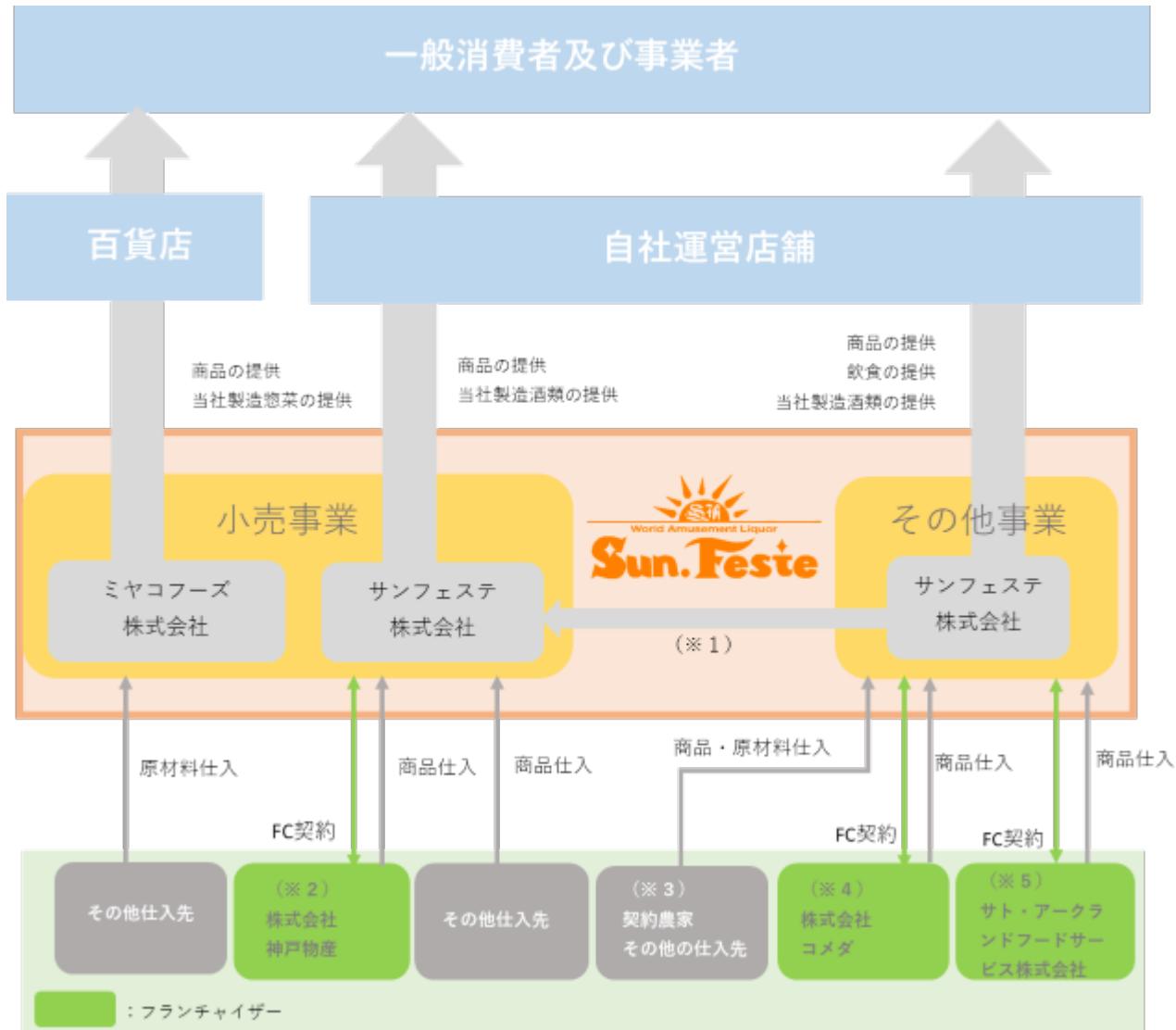
当社グループの事業に係わる位置付けは、次のとおりであります。

小売事業・・・・・当社グループの小売事業は、業務スーパーを運営する業務スーパー事業と酒類小売販売を行う酒類事業、惣菜の製造・販売を行う惣菜製造販売事業で構成されており、それぞれの店舗の営業エリアは京都府を中心として、滋賀県、大阪府、和歌山県、福岡県にも展開しております。

その他の事業・・・その他の事業としては、京都府亀岡市の特産品である紫芋を使用したオリジナル焼酎を製造する酒類製造事業を手掛けており、そのオリジナル焼酎を全国の百貨店・スーパー・専門店などへ販売する酒類卸売事業も展開しております。また、飲食事業として、喫茶店の「コメダ珈琲店」、とんかつ・カツ丼の「かつや」及びイタリアンレストラン「Azalea」を営業しています。

事業名	事業分野 (事業会社名)	事業内容	営業地域	備考
小売事業	業務スーパー事業 (当社)	家庭用・業務用の幅広い商品を扱う「業務スーパー」「駄走菜」の展開	京都府 大阪府 滋賀県	株式会社神戸物産のフランチャイジー
	酒類小売販売事業 (当社)	一般のお客様及び料飲店への酒類の販売を行う「サンフェステ」の展開	京都府	酒販店である「サンフェステ」及び料飲店への販売を行う「外販部」とで構成
	惣菜製造販売事業 (ミヤコフーズ 株式会社)	サラダを中心とした惣菜の製造販売、百貨店にて「サラダショップ・ミヤコ」「ピンクキャロット」「ビバ・ラ・ベジ」の展開	京都府 大阪府 和歌山県 福岡県	
その他の事業	酒類卸売事業 (当社)	「古都の煌」「夢乃村咲」などのオリジナル紫芋焼酎並びにナショナルブランド酒類の百貨店・スーパー・専門店などへの酒類の卸売販売	全国	
	酒類製造事業 (当社)	「古都の煌」「夢乃村咲」などのオリジナル紫芋焼酎等酒類の製造販売	全国	
	飲食事業 (当社)	喫茶店「コメダ珈琲店」の展開	京都府	株式会社コメダのフランチャイジー
		とんかつ専門店「かつや」の展開	滋賀県	サト・アークランドカードサービス株式会社のフランチャイジー
		イタリアンレストラン Azalea	京都府	自社ブランド

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



(※1) 酒類製造事業で製造した酒類の一部を小売事業を介して一般消費者及び事業者に提供しております。

(※2) 株式会社神戸物産兵庫県加古川市に本社を置く企業。主に業務用食品の販売を手がけるフランチャイズチェーン(FC)方式のチェーンストアです。

(※3) 契約農家は酒類製造事業の原材料の仕入れ先です。

(※4) 株式会社コメダ名古屋市東区に本社を置く、喫茶店チェーン・珈琲所コメダ珈琲店などを展開している日本の企業です。

(※5) サト・アークランドフードサービス株式会社大阪市中央区に本社を置く、とんかつチェーン「かつや」などを展開している日本の企業です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ミヤコフーズ株式会社 (注) 2	大阪府東大阪市	30,000	小売事業	100.0	役員の兼任 1名

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当します。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
小売事業	153	(251)
その他の事業	15	(28)
全社(共通)	12	(1)
合計	180	(280)

(注) 1. 従業員数は役員、顧問、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

なお、子会社の従業員数は、当該会社の決算日である2月末日の人数を記載しております。

2. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
142 (261)	42.8	6.0	4,145

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
小売事業	115	(232)
その他の事業	15	(28)
全社(共通)	12	(1)
合計	142	(261)

(注) 1. 従業員数は役員、顧問、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当社は、2024年7月9日付でミヤコフーズ株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社及びその子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社を連結の範囲に含めております。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的なインフレや金利上昇、為替変動、労働環境の改善、持続的な資源・エネルギー価格の上昇及び長期化する地政学リスクの顕在化など、当社グループ事業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明のまま推移しています。

こうした状況の下、当社グループでは小売事業及び飲食事業において、地域の人々の生活に密着した店舗の営業を続けて参りました。

その結果、小売事業においては特に業務スーパー事業で、消費者の根強い節約志向を背景として、その価格競争力が客数及び客单価の増加につながったことで、売上を伸ばしているものの、慎重な個人消費、業種・業態の垣根を越えた競争の激化、人件費や各種コストの上昇等、企業運営を取り巻く環境は予断を許さない状況です。

当連結会計年度での新規出店は、6月に業務スーパー六地蔵店、3月に業務スーパー近江八日市店をオープンしております。また7月9日には主に百貨店などでサラダを中心とする惣菜を販売しているミヤコフーズ株式会社の全株式を取得し、同社及びその子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社（2024年10月にミヤコフーズ株式会社に吸収合併）を子会社化いたしました。

当社グループの既存事業の更なる発展の一翼を担うために、今後子会社とのコラボレーションを進めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は14,966百万円、営業利益は58百万円、経常利益は42百万円、親会社株主に帰属する当期純損失が23百万円となりました。

また、当社グループにおける報告セグメントは、小売事業のみであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、339百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因につきましては、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、112百万円となりました。これは、主に、預け金の減少80百万円、減価償却費155百万円、仕入債務の増加68百万円、減損損失67百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、463百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入190百万円、保険積立金の解約による収入19百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出392百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出148百万円、定期預金の預入による支出59百万円、敷金及び保証金の差入による支出58百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、552百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出261百万円、リース債務の返済による支出51百万円があったものの、長期借入金の借入による収入708百万円、短期借入金の純増加180百万円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
小売事業	149,370	—
その他の事業	27,913	—
合計	177,284	—

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比については記載しておりません。

2. 当社はその他の事業の一つとして、京都府亀岡市の特産品である紫芋を使用したオリジナル焼酎を製造する酒類製造事業を行っております。

3. 金額は製造原価によっております。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
小売事業	11,640,742	—
その他の事業	141,289	—
合計	11,782,031	—

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比については記載しておりません。

2. 「その他の事業」については、酒類卸売事業・酒類製造事業・飲食事業の仕入高を記載しております。

3. セグメント間取引については相殺消去しております。

4. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

(3) 受注実績

当社グループは、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
小売事業	14,568,910	—
その他の事業	397,359	—
合計	14,966,270	—

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比については記載しておりません。

2. 「その他の事業」については、酒類卸売事業・酒類製造事業・飲食事業の売上高を記載しております。

3. セグメント間取引については相殺消去しております。

4. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社グループは経営理念として、

- 一、私たちは、仕事を通じて自己を磨き成長させ、誇れる人づくりを行います
- 一、私たちは、一人でも多くの方に真心のこもったサービスと商品を提供します
- 一、私たちは、社会に対して積極的な変化を作り出し、明るく豊かな未来を創造しますと掲げております。

積極的な事業拡大によって、経営理念を実現させることを経営方針としております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は刻一刻と変化しており、その変化に対応していく能力が、今後更に問われています。中長期的な経営戦略の実現を果たすため、当社グループとして以下の課題を明確にして取り組んでまいります。

① 人材の確保

当社グループは新規出店や労働管理の充実のため新入社員及び中途採用を積極的に進めてまいりました。そのためスタッフの育成が必要であり、近年「資格取得奨励金・資格手当支給制度規程」を制定し、新入社員から管理者にいたるまでの人才育成の強化を図っていく所存であります。また、非正規雇用から正規雇用である正社員への登用も引き続き強化してまいります。

② 収益基盤の確保

2024年4月以降に2店舗の業務スーパーを出店して参りましたが、現在のところ売上と収益性の両面で苦戦を強いられています。関東圏からの他社競合の出店などによる小売スーパーの飽和状況によるところも影響があるとは思いますが、採算ベースまでは今暫く時間が必要かと思っています。また、業務スーパーにおいては開店から20年を過ぎる店舗が増えてきております。老朽化も目立ちつつある中ですので、今後はリロケーションやリニューアルなどを視野に入れ、今ある資源の横展開の拡大にも力を注いで収益の改善に努めてまいります。

更に、飲食事業も大きな転換期を迎えております。当社では「業務スーパー」「コメダ」「かつや」という異なる3つのフランチャイズチェーンに加盟しております。また昨年の7月にはミヤコフーズ株式会社を子会社化しました。

各フランチャイズのノウハウと他企業の強みを積極的に取り入れて、人材育成、接客サービス、商品開発、衛生管理など、業種や業態の違いによる店舗運営ノウハウの蓄積を重ねております。これらを踏まえ、今後も時代を先取りした飲食事業の研究を続けて参ります。

③ ガバナンス体制の強化

当社グループは業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また企業の社会的責任を積極的かつ十分に適時に果たすためには、コンプライアンス体制の更なる充実・強化が重要であると認識しております。法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会に加えて役員ミーティングや経営会議を定期開催とし、組織の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組みます。

④ 株式会社神戸物産との関係維持

当社グループの売上の大半は株式会社神戸物産が展開する業務スーパーのフランチャイズ事業によって構成されています。そのため、フランチャイザーである株式会社神戸物産との関係を維持継続することは非常に重要であると考えております。昨年開店した六地蔵店は、神戸物産とタッグを組み、新たな取組みの狭小店舗の運営に着手し、良好な関係を維持しております。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようないわゆるリスクがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。当社株式投資に関する全てのリスクを網羅したものではありませんので、ご留意ください。

(1) 当社グループの事業内容について

当社は、株式会社神戸物産と締結したフランチャイズ契約に基づき、小売事業の「業務スーパー」を多店舗展開しております。また株式会社コメダ及びサト・アークランドフードサービス株式会社と締結したフランチャイズ契約に基づき、各々「コメダ珈琲店」「かつや」を展開しております。

そのため当社は、フランチャイザーのブランドイメージに依拠して多店舗展開していることになり、フランチャイザー又は他のフランチャイジーにおいて、風評被害等の悪影響が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイジーはその運営方針をフランチャイザーの経営方針に委ねており、その商品政策や経営状況等の変化により、来店客数の減少や客单価の低下等を招き、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また主に百貨店などでサラダを中心とする惣菜製造販売をしているミヤコフーズ株式会社の運営に関しては、百貨店業界のトレンドの影響を受けることが多く、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 神戸物産との関係について

①フランチャイズ契約について

当社は、株式会社神戸物産（以下、「神戸物産」とします。）と締結したフランチャイズ契約に基づき、「業務スーパー」を展開しております。当該契約につきましては、神戸物産との申し合わせにより、既存の他社フランチャイジーの営業地域に過度に干渉しないよう、当社の営業地域が限定されております。したがって、当社が同ブランドを使用して事業を拡大していくためには、既存フランチャイジーの営業地域を考慮しながら、新たにフランチャイズ契約を締結する必要があります。

また、当該契約については、契約の解除条項を規定しております。現時点において、契約の継続に支障を来たす要因は発生しておりませんが、業務スーパー事業の売上高は当社グループ売上全体の90.1%（2025年3月期）を占めており契約が解除された場合には、当社グループの事業継続が甚だ困難となる可能性が著しく高いと考えられますので、当社グループの経営成績及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。当該契約は、下記の事象が発生した場合には、同社から事前の通知又は催告無しで契約を解除することができるものと定められております。

- ・業務スーパーやそのシステムなどについての機密を漏洩したとき
- ・契約店舗以外で業務スーパーやそのシステムと同一もしくは類似の営業活動を行ったとき
- ・フランチャイズ本部に対する債務の弁済を履行しない等、信用状態が悪化したとき
- ・反社会的勢力となることや、反社会的勢力を利用した行為を行ったとき
- ・その他、契約や規定等に違反したとき

②出店政策について

a. 新規出店

当社グループが展開する小売事業は、主にフランチャイズ契約に基づいた「業務スーパー」の展開であります。これらの店舗につきましては、採算性を踏まえた上で、立地条件、同業他社との競合状況、市場規模等を総合的に勘案し、計画的かつ積極的に店舗展開を行っていく方針ですが、諸条件を満たす物件が確保できず、出店計画に変更、延期等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応につきましては、立地条件や商圈分析の調査と合わせて、法規制の内容を詳細に検討し、計画通りに出店できるよう努めています。

b. 貸借物件への依存

当社グループが展開する店舗の大部分は、賃貸人からの賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な出退店を可能にするためのものであります。しかしながら、賃借物件の場合には、賃貸人側の事情により対象物件の継続使用が困難となる場合があります。また、賃貸人に差し入れている敷金、保証金及び建設協力金について、賃貸人の破綻や経済環境の悪化等の事由により一部又は全額の回収が不能となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、賃貸人に対して当連結会計年度末時点において167,126千円の保証金並びに敷金を差し入れておりますが、このうちの一部が倒産その他の賃貸人に生じた事由により回収できなくなるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応につきましては、賃貸人との良好な関係を築き、情報収集に努めています。

c. 退店

当社グループが展開する小売事業及び飲食事業の店舗は、上記のとおり、計画的かつ積極的に出店を進める方針ですが、出店後に採算悪化等による退店となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 支配株主との関係について

①支配株主グループにおける当社の位置づけ

当連結会計年度末現在での当社の筆頭株主である渡邊裕昭の議決権割合は、62.3%であります。同氏は、株式会社三煌産業、サンスポーツ株式会社、株式会社サンロイヤルを支配し、三煌産業グループを構成しています。また、近親者が出資している企業に株式会社ユニバーサル建設、株式会社吹上工業、山菱建設株式会社があります。

同グループの主要な事業セグメントは、建設業、不動産業、スポーツ事業、ビジネスホテル事業に分かれており、小売事業、酒類卸売事業、酒類製造事業、飲食事業を営む当社と同グループ各社との間には事業の棲み分けがなされ、競合関係はありません。

②資本関係

先に述べたとおり、三煌産業グループと当社の事業は棲み分けがなされており、独立した事業経営を行っております。同氏は当社の創業者であり元代表取締役社長かつ支配株主ではあるものの、当社の取締役退任後は、経営には一切関与しておりません。当社は、同氏及び三煌産業グループから独立した事業経営の中で企業価値の向上の実現に努めて参ります。しかしながら、同氏は、当社の株主総会における取締役の任免等の議決権行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあります。したがって、議決権の行使にあたり、同氏の利益が当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、何らかの事情によって、同氏が当社株式をやむを得ず売却することとなった場合、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

③取引関係

a. 店舗用地の賃借

当社は、三煌産業グループの株式会社サンロイヤルから直営の飲食店であるアザレア（400千円）、株式会社三煌産業から酒類販売の小売店であるサンフェステ千代川店（450千円）の店舗用地を賃借しております（内は月額賃料）。いずれも、その取引の合理性及び条件の妥当性について、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較し検証を行った上で賃料を設定しております。前者については、事業の重要性及び代替地がないことより継続予定、後者につきましては、適切な移転先が見つかり次第、解消する予定であります。

b. 焼酎に関する取引

当社は、三煌産業グループの株式会社三煌産業から販売用の焼酎を仕入れておきましたが、2021年12月に同事業を譲り受けました。譲り受け後、工場用地を月80千円で賃借しております。賃料については、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較し検証を行った上で、当社にとって不利益とならないよう設定しております。

なお、工場用地の賃借については、適切な移転先が見つかり次第、解消する予定であります。

c. 当社商品の販売取引

当社は、三煌産業グループの株式会社サンロイヤル（2025年3月期取引高19,073千円）、株式会社三煌産業（2025年3月期取引高6,219千円）、サンスポーツ株式会社（2025年3月期取引高3,541千円）、株式会社吹上工業（2025年3月期取引高124千円）に対して食品及び酒類を販売しております。いずれも日用品及び贈答用の販売であり、一般顧客と同一条件にて販売しております。

d. 店舗用地の追加取得

当社は、三煌産業グループの株式会社三煌産業から京都府亀岡市下矢田町の業務スーパー亀岡店等が建つ土地のうち、倉庫及び市道側駐車場として利用している場所を2024年2月15日付で40,000千円で取得いたしました。取引条件は不動産鑑定士による鑑定額をもとに決定しております。

④人的関係

当社の役員のうち取締役6名は三煌産業での勤務経験はありますが、現在監査役2名を含めて全ての役員は三煌産業グループ各社の役員や従業員を兼務している者はおらず、何らの人的関係を有しておりません。

（4）消費者の動向について

当社グループは、一般的な消費者を主たる対象とする食品小売業を営んでおり、それぞれの営業地域の同業他社の出店や異業種からの参入によって、消費者の動向に変化が見込まれる場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（5）法的規制について

①法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して、重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、お客様からの信用の低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③個人情報について

当社グループは、事業を通じて取得した顧客が保有している個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理は事業運営上の重要事項と捉えております。当社グループは「情報システム管理規程」、「個人情報管理規程」、「特定個人情報管理規程」を制定し、社内教育等を行うことで、適切な運用に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスやその他予期せぬ事態により、情報漏洩が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブル（情報リスク）について

当社グループは、店舗間の情報通信インフラとして様々な通信ネットワークやインターネットを使用しております。これは商品の調達や販売システムの他、各種商品の決済にも使用しております。システムの運用には万全の対策を施して常に情報システムの安定稼働に努めておりますが、地震・台風などの自然災害、コンピュータウイルスへの感染、火災や停電もしくは電力不足などの外部要因により、情報システムに障害を誘発する場合があります。当社グループとしてはシステム・サーバのバックアップの分散化や、非常用バッテリーの搭載など、障害に備えた対策を構築中ですが、障害の程度が大きくかつ長期間であった場合、それにより当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害及び事故について

当社グループは、緊急時における社内体制の整備や事故防止の対策を講じております。当社グループが営業する店舗や施設の周辺において大規模な自然災害や予期せぬ事故等が発生し、店舗や施設に物的損害や人的な被害を被った場合、及び商品やその他資材等の調達先に影響する何らかの事故等が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、毎期、固定資産の回収可能性を検討しております。店舗の収益性に悪化が見られ短期的に回復が見込まれない場合や、保有資産の市場価格が下落すること等により、減損処理が必要となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 繰延税金資産の認識

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、2025年3月末において106,284千円の繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し計上しておりますが、実際の課税所得が予測を大幅に下回った場合等には回収可能性の見直しを行い、回収可能額まで繰延税金資産を取崩すことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記の繰延税金資産は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果はこれらの予測・仮定と異なる可能性があります。なお、法定実効税率等の税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産を取り崩すこと等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社グループは、資金調達につき金融機関からの借入金に多くを依存しており、2025年3月末における有利子負債は2,678,991千円と総資産の63.6%となっています。したがって、金融情勢の変化などにより計画どおり資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大規模感染症、伝染病等について

世界的に拡大した、新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症や、伝染病の流行等による不測の事態が発生した場合には、全社員の就業時間中におけるマスク着用の徹底、出勤時のアルコール消毒と手洗い、体温管理などと共にテレビ会議システムの活用等を実施し、感染症の拡大及びそれに伴う影響を最小限にとどめるための対応等にあたりますが、感染症の影響が当社グループの想定を上回る規模に拡大することや、緊急事態宣言等の発令により店舗の営業を制限された場合、店舗の休業や営業活動及び現場作業の停止等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) インターネットによる風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、ブランドイメージの低下を招き、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には当社グループの役員や従業員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社グループが運営するサービスにご満足いただけなかった場合などを想定しております。当社グループでは、当該リスクを最低限に抑えるため、社内でのコンプライアンス研修・定期的な内部監査の実施、内部通報制度の運用、反社会的勢力排除研修等に取り組んでいます。また、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えています。

(13) 競争激化に関するリスク

当社グループは、総合スーパー、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売企業に加え、低価格を武器としたディスカウントストアやドラッグストア、特定の小売部門に特化した専門店とも競合しております。これらの業態を超えた競争の激化が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 食品の安全性及び品質の水準低下に伴うリスク

当社グループは、商品の品質、安全性を経営の最重要課題の1つとして考えており、そのため様々な活動を行っております。食品の安全性と品質保証に対する消費者の関心は、鳥インフルエンザ、残留農薬、アレルギー物質の表示、放射線汚染や食品偽装、異物混入等の問題により近年さらに高まっています。当社グループは、食の「安全」と「安心」を守るために様々な取り組みを進めておりますが、当社グループが提供する食品の安全性や品質に対する消費者の信頼が何らかの理由で低下した場合や、当社グループの取引先における商品の製造過程や店舗等での販売時点において異物混入等が発生し、当社グループの複数の店舗で当該商品の販売自粛等の措置をとった場合には、食品部門を含む店舗の売上が低下する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 人件費の増加などに関するリスク

労働人口の減少を背景として採用環境は厳しさを増しており、最低賃金の上昇、社会保険等の負担増加、採用競争の激化等による採用費の増加等、種々の要因により従業員に係る費用が増加する可能性があります。

また、グローバルな地政学上のリスクに伴う仕入価格及び光熱費も高騰が続いております。仕入価格については、適正な販売価格へ転嫁出来るよう努力しております。今後も現行水準のまま高止まりが続く場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の確保と育成について

当社グループが展開する事業は、その多くが労働集約型であり、事業を遂行する上で労働力としての人材確保が重要であります。優秀な人材を継続的に採用し、その育成を行い、適正な人員配置を実施するなど労働環境を整え、従業員の定着化を図ることが、当社グループの成長には欠かせないものであると認識しております。このため、事業拡大等に伴う必要な人材の確保と育成がままならない場合、事業の成長が鈍化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、重要な当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりませんが、人手不足による軽微な影響は発生しております。当該リスクへの対応につきましては、採用活動を通じ、安定して人材の確保ができるよう努めております。

(17) 長期借入金等の財務制限条項について

当社は、今後の店舗等への設備投資としての資金需要に備え、資金調達及び資金繰りの安定化を図り、中期的な経営基盤を強化することを目的として、株式会社京都銀行をアレンジャーとする総額18億円のシンジケートローン契約を締結しております。

この契約には、貸付人に提出した計算書類等に基づき、次の各号に定める財務維持要件のいずれか又は双方の項目が充足されない場合、当該計算書類等を提出した日の10営業日後の日（同日を含む。）以降を開始日とする利息期間については、スプレッドを年率2.00%に変更するとの要件が付加されております。

①2024年3月決算期以降、各年度の決算期における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②2024年3月決算期以降、各年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようすること。

上記の項目が充足されない場合、当社は金利負担が増大することとなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかるわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、乙がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力をを行うこと。
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他必要とする資料等を遅滞なく提出すること。
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動する。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合____当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合____当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合____当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合____甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合____甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）____甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合____当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合____当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ていているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議をする旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を使用することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を使用することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

相手方の名称	店舗名	契約内容	契約期間
株式会社神戸物産	業務スーパー亀岡店 (京都府亀岡市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2001年6月28日 更新日：2006年2月24日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー太秦店 (京都市右京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2004年6月10日 更新日：2009年6月25日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー篠店 (京都府亀岡市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2005年2月7日 更新日：2010年3月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー栗東店 (滋賀県栗東市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2006年6月13日 更新日：2011年6月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー桂店 (京都市西京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2007年7月4日 更新日：2012年5月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー西淀川店 (大阪市西淀川区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2009年1月15日 更新日：2013年10月9日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー南彦根店 (滋賀県彦根市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2009年6月24日 更新日：2014年6月16日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー北山店 (京都市北区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2012年10月28日 更新日：2017年6月21日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー和泉のぞみ野店 (大阪府和泉市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2014年7月25日 更新日：2019年5月29日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー長岡京店 (京都府長岡京市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2016年2月15日 更新日：2021年1月4日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー吉祥院店 (京都市南区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2017年5月1日 更新日：2022年6月7日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー長浜店 (滋賀県長浜市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2017年6月5日 更新日：2022年7月12日 (満了後は1年自動更新)

株式会社神戸物産	業務スーパー出来島駅前店 (大阪市西淀川区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2018年12月7日 満了日：2024年1月23日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー西陣店 (京都市上京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2019年2月20日 満了日：2024年3月21日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー北白川店 (京都市左京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月23日 満了日：2025年12月16日 (満了後は1年自動更新)
株式会社コメダ	珈琲所コメダ珈琲店亀岡千代川店 (京都府亀岡市)	「コメダ珈琲店」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日（注）：2020年5月18日 満了日：2030年5月17日 (再契約規定あり)
サト・アークランドフードサービス株式会社	かつや大津瀬田店 (滋賀県大津市)	「かつや」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2016年4月1日 更新日：2021年12月1日 (満了後は5年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜出来島駅前店 (大阪市西淀川区)	業務スーパー出来島駅前店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2019年10月21日 満了日：2024年11月20日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜西陣店 (京都市上京区)	業務スーパー西陣店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2019年2月20日 満了日：2024年3月21日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜篠店 (京都府亀岡市)	業務スーパー篠店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2021年2月26日 満了日：2026年3月27日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー大津神領店 (滋賀県大津市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月16日 満了日：2026年9月1日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜大津神領店 (滋賀県大津市)	業務スーパー大津神領店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月16日 満了日：2026年9月1日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー住之江店 (大阪市住之江区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2021年3月10日 満了日：2026年4月14日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー堺山本町店 (堺市堺区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2022年3月11日 満了日：2027年4月14日 (満了後は1年自動更新)

株式会社コメダ	珈琲所コメダ珈琲店京都洛西店 (京都市西京区)	「コメダ珈琲店」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2022年4月1日 満了日：2032年3月31日 (再契約規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー淀店 (京都市伏見区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2023年9月29日 更新日：2028年10月28日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜淀店 (京都市伏見区)	業務スーパー淀店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2023年9月29日 更新日：2028年10月28日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー木津川店 (京都府木津川市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2024年2月21日 更新日：2029年3月20日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜木津川店 (京都府木津川市)	業務スーパー木津川店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2024年2月21日 更新日：2029年3月20日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー六地蔵店 (京都府宇治市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2024年5月30日 更新日：2029年6月29日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜六地蔵店 (京都府宇治市)	業務スーパー六地蔵店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2024年5月30日 更新日：2029年6月29日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー近江八日市店 (滋賀県東近江市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2025年2月10日 更新日：2030年3月12日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜近江八日市店 (滋賀県東近江市)	業務スーパー近江八日市店内において「馳走菜」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2025年2月10日 更新日：2030年3月12日 (満了後は1年自動更新)
株式会社コメダ	珈琲所コメダ珈琲店JR弁天町駅店 (大阪府大阪市)	「コメダ珈琲店」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2024年11月20日 満了日：2034年11月30日 (再契約規定あり)

(注) 当初の契約期間は2013年3月15日から2023年3月14日まででしたが、店舗移転のため新契約を締結致しました。表中の契約期間は、移転後の新契約のものであります。

(2) シンジケートローン契約

当社は、今後の店舗等への設備投資としての資金需要に備え、資金調達及び資金繰りの安定化を図り、中期的な経営基盤を強化することを目的として、株式会社京都銀行をアレンジャーとする総額1,800百万円のシンジケートローン契約を締結しております。

契約日 2023年9月25日

契約金額 1,800百万円（タームローン1,050百万円、コミットメント期間付タームローン750百万円）

借入利率 3ヶ月TIBOR+1.00%

契約期間 タームローン10年

コミットメント期間付タームローン11年6ヶ月（うちコミットメント期間1年6ヶ月）

担保 無担保

保証 無保証

この契約には、貸付人に提出した計算書類等に基づき、次の各号に定める財務維持要件のいずれか又は双方の項目が充足されない場合、当該計算書類等を提出した日の10営業日後の日（同日を含む。）以降を開始日とする利息期間については、スプレッドを年率2.00%に変更するとの要件が付加されております。

①2024年3月決算期以降、各年度の決算期における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②2024年3月決算期以降、各年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

(3) 当社は、2024年7月1日開催の取締役会において、ミヤコフーズ株式会社の買収に関する契約締結を決議し、2024年7月9日に株式を取得しております。詳細につきましては、「第6経理の状況【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）」に記載の通りであります。

(4) 当社は、2024年7月10日開催の臨時取締役会において、当社の連結子会社であるミヤコフーズ株式会社を存続会社とし、同じく連結子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う事を決議し、2024年10月1日を効力発生日として両社は合併いたしました。詳細につきましては、「第6経理の状況【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）」に記載の通りであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

当社グループは、当連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は1,633百万円となりました。主な内訳は、売掛金が553百万円、現金及び預金が517百万円、商品及び製品が388百万円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は2,582百万円となりました。主な内訳は、建物及び構築物が1,108百万円、敷金及び保証金が471百万円、土地が331百万円、器具及び備品が178百万円、のれんが132百万円、繰延税金資産が106百万円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は1,714百万円となりました。主な内訳は、買掛金が677百万円、1年以内返済予定長期借入金が306百万円、短期借入金が230百万円、未払費用が144百万円、預り金が117百万円、未払金が116百万円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は2,215百万円となりました。主な内訳は、長期借入金が1,957百万円、役員退職慰労引当金が79百万円、リース債務が64百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は285百万円となりました。主な内訳は、資本金が90百万円、資本剰余金が30百万円、利益剰余金が162百万円であります。

(2) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の総額は536,959千円（長期前払費用並びに敷金及び保証金を含む。）であり、主に新規出店に伴う店舗新築及び店舗設備の導入等によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループにおける報告セグメントは小売事業のみであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度の当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運搬具	器具及び備品	リース資産	土地 (面積m ²)	ソフトウェア	合計	
京都府エリア 業務スーパー亀岡店 など他18店舗 (京都府亀岡市他)	店舗設備	575,521	33,811	0	93,693	25,650	331,010 (1,979)	—	1,059,687	83 (172)
滋賀県エリア 業務スーパー栗東店 など他6店舗 (滋賀県栗東市他)	店舗設備	264,626	5,361	—	73,252	17,529	—	—	360,768	27 (46)
大阪府エリア 業務スーパー西淀川 店など他6店舗 (大阪市西淀川区他)	店舗設備	216,503	8,500	—	10,697	19,302	—	—	255,004	20 (42)
本社 (京都府亀岡市)	管理設備 他	—	—	0	243	24,000	—	1,440	25,683	12 (1)
合計		1,056,651	47,673	0	177,885	86,482	331,010 (1,979)	1,440	1,701,144	142 (261)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2. 上記の他、主要な賃借をしている設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	当連結会計年度における賃借料 (千円)
京都府エリア	店舗等	247,164
滋賀県エリア	店舗等	68,826
大阪府エリア	店舗等	94,783

(2) 子会社

2025年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	器具及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
ミヤコフーズ 株式会社	本社等 (大阪府 東大阪市)	事業所及び 店舗設備	3,978	0	727	6,397	597	11,700	38 (19)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2. 帳簿価額及び従業員数は、ミヤコフーズ株式会社の決算日である2025年2月28日の数値を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年6月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,000	40,000	220,000	220,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	260,000	40,000	220,000	220,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月31日 (注1)	1,000	2,200	60,000	90,000	—	30,000
2021年12月3日 (注2)	217,800	220,000	—	90,000	—	30,000

(注) 1. 2021年10月31日を払込期日とする有償第三者割当増資による新株式1,000株（発行価格60,000円、資本組入額60,000円、主な割当先 渡邊裕昭 2021年3月31日付で当社代表取締役社長を退任しています）発行により、資本金が60,000千円増加しております。

2. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月3日付で普通株式1株を100株とする株式分割を実施し、株式数は217,800株増加し、220,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	7	—	—	59	66	
所有株式数(単元)	—	—	—	7	—	—	2,193	2,200	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.32	—	—	99.68	100	

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
渡邊 裕昭	京都府亀岡市	137,100	62.32
渡邊 裕文	京都府亀岡市	11,000	5.00
谷 龍一郎	京都府亀岡市	9,300	4.23
九里 亭	京都府亀岡市	7,600	3.45
岡野 圭子	京都府亀岡市	7,000	3.18
石橋 覚	京都市西京区	6,000	2.73
渡邊 丈洋	京都府亀岡市	3,600	1.64
渡邊 恵也	京都府亀岡市	3,600	1.64
竹内 理	京都市山科区	3,500	1.59
渡邊 久美恵	京都府亀岡市	3,400	1.55
藤本 純子	京都府亀岡市	3,400	1.55
計	—	195,500	88.86

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 220,000	2,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	220,000	—	—
総株主の議決権	—	2,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして事業経営にあたっております。このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績を十分勘案した配当によって利益還元を行うことを基本方針としております。当社は配当性向の目標を、当期純利益の5%としておりますが、当事業年度の業績結果を勘案いたしましたところ、期末配当金につきましては1株当たり15円となります。

次期につきましては、期末配当を25円とし、年間配当は1株当たり25円となる予定としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)
2025年6月26日 定時株主総会決議	3,300	15.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高(円)	2,407	—	—
最低(円)	2,407	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 当社株式は、2023年3月31日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。

3. 第29期及び第30期については売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 2024年10月から2025年3月については、売買実績がないため記載しておりません

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	九里 亨	1969年10月23日	1992年4月 1994年8月 1994年8月 1996年6月 2006年6月 2007年6月 2021年4月 2024年7月	(株)たけびし 入社 (株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 専務取締役就任 当社 転籍 当社 取締役副社長就任 当社 代表取締役就任(現任)	(注1)	(注4)	7,600
取締役	専務 管理部門 管掌	大西 正浩	1976年5月27日	2004年4月 2004年4月 2007年6月 2008年5月 2010年2月 2015年4月 2016年6月 2018年9月 2021年4月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 (株)黒澤楽器店 入社 当社 入社 当社 業務スーパー事業部長 就任 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 専務取締役就任(現任) 当社 管理部門管掌(現任)	(注1)	(注4)	2,000
取締役	常務 酒類事業部 部長 業務 スーパー 事業部 管掌	石橋 覚	1975年10月23日	1998年9月 1998年9月 2007年6月 2007年6月 2021年4月 2022年3月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任(現任) 当社 酒類事業部長就任 (現任) 当社 業務スーパー事業部管掌 (現任)	(注1)	(注4)	6,000
取締役	ミヤコフーズ株式会社 代表取締役	谷 龍一郎	1973年1月4日	1998年4月 1998年4月 2002年6月 2006年6月 2007年6月 2020年6月 2021年4月 2024年7月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 転籍 当社 取締役副社長就任 当社 代表取締役就任 当社 取締役就任(現任) ミヤコフーズ株式会社 代表取締 役就任(現任)	(注1)	(注4)	9,300
取締役	飲食事業 部長	石原 睿司	1973年5月8日	1992年4月 1999年9月 2007年6月 2019年1月 2019年1月 2020年6月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 当社 執行役員就任 当社 飲食事業部長就任 (現任) 当社 取締役就任(現任)	(注1)	(注4)	2,000
取締役 (注5)	—	堀田 豊和	1961年7月30日	1985年4月 2001年1月 2006年1月 2008年11月 2013年5月 2015年4月 2016年2月 2019年9月 2023年4月 2024年6月	伏見信用金庫 入庫 (株)エーシーイーインターナショナル 入社 (株)山京 入社 (株)北村鉄工所 入社 社会福祉法人セヴァ福祉会 入社 社会福祉法人あけぼの学園 入社 弥栄電設工業(株) 入社 (株)三煌産業 入社 (株)ユニバーサル建設取締役 就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注1)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	岡野 圭子	1959年10月21日	1978年4月 1984年1月 2001年7月 2004年7月 2017年5月 2022年7月	三井銀行西陣支店 入行 (株)ロードスター京都経理部 入社 (株)サンフェステ パート入社 当社 正社員 当社 執行役員就任 当社 監査役就任（現任）	(注2)	(注4)	7,000
監査役 (注6)	—	中川 正茂	1973年10月6日	1996年10月 2004年4月 2004年6月 2016年6月 2020年7月 2023年7月	中央監査法人（現PwCJapan有限責任監査法人）入所 中川公認会計士事務所開設 代表（現任） (株)十字屋 社外監査役就任 (株)十字屋 取締役（監査等委員） 就任 (株)十字屋 社外監査役就任 (現任) 当社 監査役就任（現任）	(注3)	(注4)	—
計								33,900

- (注) 1. 2025年3月期に係る定時株主総会終結時から2027年3月期に係る定時株主総会終結時までであります。
 2. 2022年7月21日から2026年3月期に係る定時株主総会終結時までであります。
 3. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2025年3月期における役員報酬の総額は、40,960千円を支給しております。
 5. 取締役 堀田豊和は、社外取締役であります。
 6. 監査役 中川正茂は、社外監査役であります。
 7. 当社では、担当業務に高いスキルを持つ人材を活用し、更なる業容・事業拡大を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員の役名、主な職名及び氏名は次のとおりであります。

役名	主な職名	氏名
執行役員	青果事業部 部長	山崎 彰
執行役員	業務スーパー事業部長 業務スーパー滋賀 ブロック長	中村 正憲
執行役員	経営企画室 室長	山根 幸治
執行役員	業務スーパー京都南 ブロック長	豊原 基泰
執行役員	業務スーパー副事業部長 業務スーパー大阪 ブロック長	今福 功治

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、組織運営を明確化する組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法にもとづく機関として株主総会、取締役会及び監査役を設置しており、取締役及び監査役は株主総会にて選任されております。取締役によって構成された取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は6名の取締役で構成されております。監査役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定期取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役

当社は、監査役制度を採用しており監査役は2名です。監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めています。監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また内部監査室と緊密な連携を保ち、定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めています。

c. 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室にて実施されます。専任担当者2名が内部監査業務を担当しております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

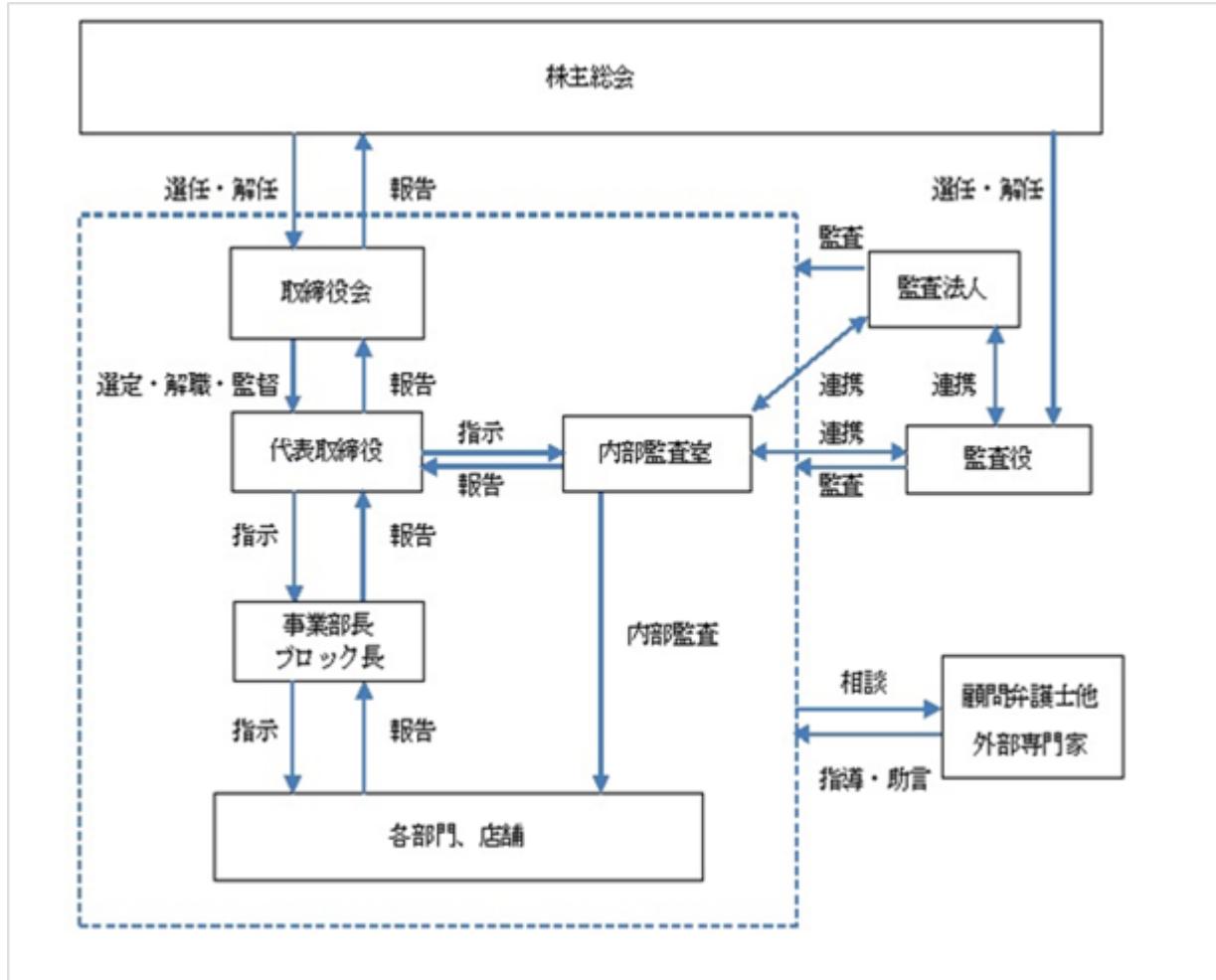
d. 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年3月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

企業統治の体制の概要

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図は、次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、専任担当者2名が内部監査業務を担当しております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

また内部監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を隨時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

当社の監査役は2名で、監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また業務執行における法令遵守の状況及び会計監査における監査法人の独立性についても監査対象であり、株主総会への事業報告及び計算書類についての監査を実施しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役については1名選任しております。社外監査役については1名選任しております。情報共有等のサポートは、主に総務部から情報提供等を行っております。具体的には、取締役会の議題について十分な熟考期間を確保出来るよう、取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

社外取締役堀田豊和氏は当社と商品の売買取引等があります株式会社三煌産業に勤務しておりましたが、当社の社外取締役選任時点において同社を退職しております。また同氏は、株式会社ユニバーサル建設の取締役を兼務しており、当社は同社に対し店舗等の工事を発注しておりますが、同社との取引条件の妥当性の確認について社内規定に則った適切な発注手続きを経て取引を行っていることから、同氏と直接的な利害関係はなく、社外取締役としての独立性は十分に確保されていると判断しております。

社外監査役中川正茂氏は、中川公認会計士事務所代表及び株式会社十字屋社外監査役を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別な利害関係はありません。

⑦ 役員報酬の内容

役員の報酬については、2020年6月17日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円、監査役の報酬限度額を年額20,000千円とすると決議されております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職金	
取締役 (社外取締役を除く)	34,060	34,060	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	3,000	3,000	—	1
社外役員	3,900	3,900	—	3

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は6名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	16,700	—
連結子会社	—	—
計	16,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	※2 517,192
売掛金	553,308
商品及び製品	388,093
仕掛品	28,174
原材料及び貯蔵品	14,425
未収還付法人税等	1,397
その他	131,648
貸倒引当金	△1,019
流動資産合計	1,633,220

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物(純額)	※2 1,108,303
機械装置及び運搬具(純額)	0
器具及び備品(純額)	178,613
土地	※2 331,010
リース資産	68,879
有形固定資産合計	※1 1,686,807

無形固定資産

のれん	132,520
リース資産	24,000
その他	2,037
無形固定資産合計	158,558

投資その他の資産

投資有価証券	16,496
出資金	8,530
敷金及び保証金	471,625
繰延税金資産	106,284
その他	133,727
投資その他の資産合計	736,664

固定資産合計

資産合計

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年3月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	677, 952
短期借入金	※3 230, 000
1年以内返済予定長期借入金	※2 306, 786
リース債務	50, 359
未払金	116, 926
未払費用	144, 066
未払法人税等	102
未払消費税等	15, 676
預り金	117, 347
賞与引当金	27, 741
契約負債	21, 807
資産除去債務	3, 500
その他	1, 797
流動負債合計	1, 714, 063

固定負債

長期借入金	※2 1, 957, 123
リース債務	64, 090
役員退職慰労引当金	79, 630
退職給付に係る負債	21, 862
資産除去債務	40, 022
その他	53, 187
固定負債合計	2, 215, 915

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	90, 000
資本剰余金	30, 000
利益剰余金	162, 684
株主資本合計	282, 684

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	2, 587
その他の包括利益累計額合計	2, 587
純資産合計	285, 271
負債純資産合計	4, 215, 250

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
売上高	※1	14,966,270
売上原価		11,901,383
売上総利益		3,064,887
販売費及び一般管理費	※2	3,006,697
営業利益		58,189
営業外収益		
受取利息		196
受取配当金		452
受取家賃		4,992
業務受託収入		1,692
リサイクル収入		1,702
保険解約益		2,154
その他		6,816
営業外収益合計		18,008
営業外費用		
支払利息		31,141
支払手数料		1,643
その他		703
営業外費用合計		33,487
経常利益		42,710
特別損失		
減損損失	※3	67,235
特別損失合計		67,235
税金等調整前当期純損失（△）		△24,525
法人税、住民税及び事業税		21,401
法人税等調整額		△21,939
法人税等合計		△537
当期純損失（△）		△23,988
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△23,988

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

当期純損益（△）	△23,988
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	444
その他の包括利益合計	※ 444
包括利益	△23,544
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△23,544

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	90,000	30,000	192,172	312,172
当期変動額				
剩余金の配当			△5,500	△5,500
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△23,988	△23,988
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△29,488	△29,488
当期末残高	90,000	30,000	162,684	282,684

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,142	2,142	314,315
当期変動額			
剩余金の配当			△5,500
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△23,988
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	444	444	444
当期変動額合計	444	444	△29,044
当期末残高	2,587	2,587	285,271

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純損失(△)	△24,525
減価償却費	155,269
のれん償却額	6,974
差入保証金償却額	4,455
減損損失	67,235
貸倒引当金の増減額(△は減少)	25
賞与引当金の増減額(△は減少)	△761
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,621
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	661
受取利息及び受取配当金	△649
支払利息	31,141
保険解約損益(△は益)	△2,154
売上債権の増減額(△は増加)	△54,674
棚卸資産の増減額(△は増加)	△64,141
預け金の増減額(△は増加)	80,092
仕入債務の増減額(△は減少)	68,799
未払金の増減額(△は減少)	△33,554
未払費用の増減額(△は減少)	△5,226
契約負債の増減額(△は減少)	△3,535
その他	△37,313
小計	194,740
利息及び配当金の受取額	649
利息の支払額	△34,736
法人税等の支払額	△48,030
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,623
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△59,513
定期預金の払戻による収入	190,240
投資有価証券の取得による支出	△1,443
有形固定資産の取得による支出	△392,919
無形固定資産の取得による支出	△608
敷金及び保証金の差入による支出	△58,852
敷金及び保証金の回収による収入	76
保険積立金の増加による支出	△13,558
保険積立金の解約による収入	19,071
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △148,995
その他	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△463,502

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の純増減額(△は減少)	180,000
長期借入金の借入による収入	708,000
長期借入金の返済による支出	△261,508
リース債務の返済による支出	△51,567
配当金の支払額	△5,500
その他	△16,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	552,954
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	202,075
現金及び現金同等物の期首残高	137,061
現金及び現金同等物の期末残高	※1 339,136

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ミヤコフーズ株式会社

当連結会計年度において、2024年8月31日をみなし取得日としてミヤコフーズ株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社及びその子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社を連結の範囲に含めております。

また、ミヤコフードプロダクト株式会社は、2024年10月1日付でミヤコフーズ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

ミヤコフーズ株式会社は決算日を8月31日から2月28日に変更しており、この決算期変更により、当連結会計年度は2024年9月1日から2025年2月28日までの6か月間を連結しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

商品

主として売価還元法を採用しております。

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として総平均法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～34年

器具及び備品 2～17年

②無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、主として役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

①小売事業

小売事業においては、主に食料品及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。売上時に付与したポイントについては、顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引きとして利用したときに売上高に振り替えております。

②その他の事業

その他の事業においては、主に飲食の提供及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

① 固定資産の減損に係る見積り

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	67,235
有形固定資産	1,686,807
無形固定資産	158,558
投資その他の資産（注）	71,139

(注) 投資その他の資産につきましては、減損損失の計上対象となる金額を記載しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法の概要

当社グループでは連結財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。減損の兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、減損損失の金額を測定し、連結財務諸表へ計上します。

固定資産のグルーピングは、店舗単位に業績管理を行っておりますので、各店舗をグルーピングの単位としております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等と実績との比較、経営環境、市場価格の状況及び景気動向など、当社グループが入手可能な情報に基づいて判定を行っております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の経験と入手可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれます。なお、新規出店店舗については、予め合理的な事業計画を策定しており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定される場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとして取り扱っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定します。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業環境の変化により当初想定していた収益が見込めなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、国内外の感染症の動向やその影響等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

② 繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	106,284

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 繰延税金資産に係る算出方法の概要

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異等のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異等が将来生じる可能性が高いと見込まれる課税所得と相殺可能な範囲内で認識しております。当該課税所得の見積りは、当社グループの事業計画を基礎としており、過去及び当連結会計年度の経営成績等を総合的に勘案して算定しております。

(2) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、不確実性が高い要素が含まれており、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の検討には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、造作撤去費用平均単価等の新たな情報を当連結会計年度末において入手したため、原状回復費用の見積りの変更を行っております。これによって、一部の原状回復費用の見積り額が、賃貸借契約に関連する敷金の額を上回ることとなり、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた従来の簡便的な取り扱いによる処理が認められなくなったため、当該店舗については当連結会計年度より原則的な取り扱いによる処理に変更しております。

この結果、資産除去債務は3,500千円増加しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行う敷金について、将来の償却予定額が7,255千円増加しております。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	1,055,750千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
現金及び預金	55,007千円
土地	331,010千円
建物及び構築物	11,417千円
計	397,436千円

担保付債務は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
1年以内返済予定長期借入金	97,992千円
長期借入金	796,346千円
計	894,338千円

※3 当座貸越契約

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
当座貸越極度額の総額	660,000千円
借入実行残高	230,000千円
差引額	430,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
給与手当	1,219,793 千円
地代家賃	411,128
減価償却費	154,822
賞与引当金繰入額	26,741
のれん償却費	6,974
役員退職慰労引当金繰入額	6,621
退職給付費用	829
貸倒引当金繰入額	310

※3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
業務スーパー住之江店 (大阪府大阪市)	店舗用設備等	建物及び構築物、 器具及び備品、 リース資産、 長期前払費用、 差入保証金	64,080
サンフェステ舞鶴店 (京都府舞鶴市)	店舗用設備等	建物、 器具及び備品	2,894
サンフェステ本店 (京都府亀岡市)	店舗用設備等	車両運搬具	261

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

種類	減損損失（千円）
建物及び構築物	40,574
器具及び備品	947
リース資産	12,070
長期前払費用	600
車両運搬具	261
差入保証金	12,782
合計	67,235

なお、当資産グループの回収可能価額については、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

当連結会計年度
(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

その他有価証券評価差額金

当期発生額	729千円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	729
法人税等及び税効果額	△285
その他有価証券評価差額金	444
その他の包括利益合計	444

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	220,000	—	—	220,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,500	25	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,300	利益剰余金	15	2025年3月31日	2025年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
現金及び預金	517,192千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△178,055千円
現金及び現金同等物	339,136千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにミヤコフーズ株式会社及び同社の子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は、次のとおりであります。

流動資産	309,149 千円
固定資産	71,434 千円
のれん	139,495 千円
流動負債	△118,031 千円
固定負債	△193,847 千円
同社株式の取得価額	208,200 千円
同社の現金及び現金同等物	△59,204 千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	148,995 千円

3 重要な非資金取引の内容

1. 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	22,770千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	25,204千円

2. 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
重要な資産除去債務の計上額	10,139千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、小売事業における店舗設備、冷凍・冷蔵ケース、POSシステム（器具及び備品）であります。

無形固定資産

店舗管理ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入、社債の発行及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は全て円建てであり、預金の大半が要求払預金であります。営業債権である売掛金は1年以内の回収期日であり顧客及びクレジット会社の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に当社が出店している物件に係る不動産賃貸契約及びフランチャイズ契約に基づくものであり、契約を解消する場合に回収する権利がありますが差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金等は全て1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、リース債務及び長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、リスク管理規程に従い、営業債権について、経理担当部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、営業債権である売掛金は、ほとんどがクレジット売掛金であり、取引先は大手信販会社に限定しているため信用リスクは極めて少ないものと認識しております。

敷金及び保証金については、随時、事業部による信用状況に係る情報収集に努めています。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑えるために、主に固定金利を選択しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券（※1）	16,496	16,496	—
(2) 敷金及び保証金（※2）	426,904	392,773	△34,130
(3) 投資その他の資産 (建設協力金)（※3）	5,625	5,409	△215
資産計	449,026	414,679	△34,346
(1) 長期借入金（※4）	2,263,909	2,261,014	△2,894
(2) リース債務（※5）	114,449	113,058	△1,391
(3) 長期未払金（※6）	70,632	67,112	△3,519
負債計	2,448,991	2,441,185	△7,806

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておません。当該金額商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
出資金	8,530

(※2) 「連結貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額（資産除去債務の未償却残高）44,720千円を控除しております。

(※3) 流動資産の「その他」に含めている建設協力金を含めております。

(※4) 長期借入金は1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(※5) リース債務は1年以内返済予定のリース債務を含めております。

(※6) 長期未払金は1年以内支払予定の長期未払金を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	517,192	—	—	—
売掛金	553,308	—	—	—
敷金及び保証金	208,058	110,103	57,488	51,252
建設協力金	2,250	3,375	—	—
合計	1,280,809	113,478	57,488	51,252

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	230,000	—	—	—	—	—
長期借入金	306,786	289,051	269,911	256,540	249,755	891,866
リース債務	50,359	32,843	13,187	5,374	5,472	7,212
長期未払金	22,445	8,339	8,339	8,339	8,339	14,827
合計	609,591	330,234	291,437	270,254	263,566	913,906

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,496	—	—	16,496
資産計	16,496	—	—	16,496

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	392,773	—	392,773
投資その他の資産のその他 (建設協力金)	—	5,409	—	5,409
資産計	—	398,182	—	398,182
長期借入金	—	2,261,014	—	2,261,014
リース債務	—	113,058	—	113,058
長期未払金	—	67,112	—	67,112
負債計	—	2,441,185	—	2,441,185

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金、投資その他の資産のその他（建設協力金）

契約ごとに分類した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース契約毎に分類した当該長期リース債務の元利金を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

割賦契約毎に分類した当該長期未払金の元利金を、割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	16,496	12,492	4,004
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	16,496	12,492	4,004
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		16,496	12,492	4,004

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、特定退職金共済制度に加入しており、確定拠出制度を採用しております。

また、連結子会社においては、確定給付制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
退職給付に係る負債の期首残高	— 千円
新規連結子会社の取得に伴う増加額	21,200
退職給付費用	829
退職給付の支払額	△167
退職給付に係る負債の期末残高	21,862

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	21,862 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	21,862
退職給付に係る負債	21,862 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	21,862

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度829千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、当連結会計年度13,040千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失		83,228千円
差入保証金		17,237
賞与引当金		11,045
役員退職慰労引当金		28,037
未払事業所税		1,478
退職給付に係る負債		7,341
資産除去債務		8,604
税務上の繰越欠損金（注）		29,095
その他		6,959
繰延税金資産小計		193,029
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）		—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△78,927
評価性引当額小計		△78,927
繰延税金資産合計		114,101
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△1,417
資産除去債務に対応する除去費用		△1,014
その他		△5,386
繰延税金負債合計		△7,817
繰延税金資産の純額		106,284

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越 欠損金（※1）	—	—	1,282	—	7,004	20,808	29,095
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	1,282	—	7,004	20,808	(※2) 29,095

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金29,095千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産29,095千円を計上しております。当該繰延税金資産は、連結子会社における税務上の繰越欠損金について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当金を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.55%から35.39%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,338千円増加し、法人税等調整額が1,371千円減少し、その他有価証券評価差額金が33千円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ミヤコフーズ株式会社及びその子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社

事業の内容 総菜販売業並びに総菜製造業

(2) 企業結合を行った主な理由

ミヤコフーズ株式会社は、百貨店を中心に惣菜販売業を約50年という長きにわたり運営してきた会社であります。当社においても、「食」をテーマに事業展開をしているものの、業務スーパー・コメダ珈琲店・かつやなどのフランチャイズビジネスが中核事業となっており、当社独自の酒類事業部の小売・卸・焼酎事業、また飲食事業部のイタリアンレストランAzaleaはまだ成長過程にあります。

ミヤコフーズを当社の連結子会社とすることで、当社には無いミヤコフーズのこれまでのノウハウや当社のリソースを活かした、新たなビジネスモデルの展開を考えております。また当社がフランチャイズビジネスで蓄積してきたノウハウもミヤコフーズと共有し、両社の経営管理体制の強化に繋がるものと考えております。

(3) 企業結合日

2024年7月9日（株式取得日）

2024年8月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年9月1日から2025年2月28日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	208,200千円
取得原価		208,200千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 18,020千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

139,495千円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益から発生したものです。

(3) 債却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	309,149千円
固定資産	71,434千円
資産合計	380,583千円
流動負債	118,031千円
固定負債	193,847千円
負債合計	311,879千円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定は困難であるため、記載しておりません。

(共通支配下の取引等)

(連結子会社間の合併)

当社は、2024年7月10日開催の臨時取締役会において、当社の連結子会社であるミヤコフーズ株式会社を存続会社とし、同じく連結子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う事を決議し、2024年10月1日を効力発生日として両社は合併いたしました。

本合併は、当社の連結子会社同士の合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金、その他の一切の対価の交付はありません。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合当事企業の名称

ミヤコフーズ株式会社

②事業の内容

総菜販売業

③被結合企業の名称

ミヤコフードプロダクト株式会社

④事業の内容

惣菜製造業

(2) 企業結合日

2024年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

ミヤコフーズ株式会社を存続会社、ミヤコフードプロダクト株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ミヤコフーズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、事業活動の一本化による経営体制の強化、業務の効率化による生産性の向上、経営資源の共有と有効活用など、成長の加速と収益性の向上を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、工場及びオフィスの不動産賃貸借契約に係る原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15~34年と見積り、割引率は0.00~2.59%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	7,611千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,639
新規連結子会社の取得に伴う増加額	25,486
見積りの変更及び簡便的な取扱いから 原則的な取扱いへの変更による増加額	3,500
時の経過による調整額	284
期末残高	43,522

(4) 当該資産除去債務の見積りの変更及び簡便的な取扱いから原則的な取扱いへの変更

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、造作撤去費用平均単価等の新たな情報を当連結会計年度末において入手したため、原状回復費用の見積りの変更を行っております。これによって、一部の原状回復費用の見積り額が、賃貸借契約に関連する敷金の額を上回ることとなり、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた従来の簡便的な取り扱いによる処理が認められなくなったため、当該店舗については当連結会計年度より原則的な取り扱いによる処理に変更しております。

この結果、資産除去債務は3,500千円増加しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行う敷金について、将来の償却予定額が7,255千円増加しております。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは店舗等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、上記1.以外の当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	小売事業				その他の事業			合計
	業務スーパー事業	酒類小売販売事業	惣菜製造販売事業	小計	酒類卸売事業	飲食事業	小計	
一時点で移転される財	13,482,212	737,003	349,694	14,568,910	30,413	366,946	397,359	14,966,270
顧客との契約から生じる収益	13,482,212	737,003	349,694	14,568,910	30,413	366,946	397,359	14,966,270
外部顧客への売上高	13,482,212	737,003	349,694	14,568,910	30,413	366,946	397,359	14,966,270

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	553,308
契約負債（期末残高）	21,807

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、当連結会計年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、10,482千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日後1年以内に約41%、残り約59%がその後1年以降に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「小売事業」を单一の報告セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは「小売事業」を单一の報告セグメントとしており、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは「小売事業」を单一の報告セグメントとしており、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	九里 亨	—	—	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 3.45	債務被保証	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注1)	528,904	—	—
主要株主及びその 近親者が議決権の 過半数を所有して いる会社 (当該会社の子会 社を含む)	株式会社 サンロイヤル (注2)	京都府 亀岡市	10,000	ビジネス ホテル業	—	商品の販売 等	商品の販売 (注3)	19,073	売掛金	2,210

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は仕入債務について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。取引金額は(株)神戸物産に対する当連結会計年度末日現在の対応する債務残高を記載しております。
 2. 当社の主要株主渡邊裕昭及びその近親者が議決権の過半数を所有する(株)三煌産業が議決権の75%、当社の主要株主渡邊裕昭が議決権の20%を直接保有しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針は、一般的の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,296円69銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△109円4銭

- (注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の数値は記載しておりません。
 2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△23,988
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△23,988
普通株式の期中平均株式数(株)	220,000

(重要な後発事象)

(TOKYO PRO Marketにおける当社株式上場廃止申請について)

当社は、2025年6月26日開催の第30回定時株主総会において、「上場廃止の件」につきましては、原案通り承認可決されました。

(1) 上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は2023年3月31日にTOKYO PRO Marketに上場し、知名度の向上、事業の拡大を推し進めることができました。

2024年7月には 東大阪に本社を置く惣菜製造販売事業を運営するミヤコフーズ株式会社を子会社化、また上場から2年間で、業務スーパー4店舗・コメダ珈琲店1店舗の新規出店をし、一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら2025年5月14日に開示いたしました決算短信にもありますように、売上は伸びているものの、人件費・仕入原価・その他の販管費の高騰により、利益面において大変厳しい状況となっております。

今後も更なる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社としましては、非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先し、一般市場への上場を将来的な目標として足場を固めて参りたいと考えております。

(2) 今後の日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①上場廃止申請書の提出日 | 2025年6月26日 |
| ②最終売買日 | 2025年7月30日（予定） |
| ③上場廃止日 | 2025年7月31日（予定） |
| ④登記申請日 | 2025年8月1日（予定） |

(資本金の額の減少)

当社は、2025年6月26日開催の第30回定時株主総会において、「資本金の額の減少（減資）の件」につきましては、原案通り承認可決されました。

(1) 減資の目的

今後当社における成長戦略を実現することを目的とする財務戦略の一環として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はありません。

(2) 資本金の額の減少の内容

①減少する資本金の額

2025年3月31日現在の資本金 の額90,000,000円のうち40,000,000円を減少して、資本金の額を50,000,000円とします。

②資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであり、資本金の減少額40,000,000円は、資本準備金に振り替えるものであります。

③資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月31日（予定）

(3) 減資の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ①債権者異議申述公告日 | 2025年6月20日 |
| ②債権者異議申述最終期限日 | 2025年7月22日（予定） |
| ③効力発生日 | 2025年7月31日（予定） |

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	230,000	1.78	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	306,786	1.61	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	50,359	2.06	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	1,957,123	1.71	2026年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	64,090	2.01	2026年～2032年
その他の有利子負債 1年以内に返済予定の割賦未払金 長期割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	22,445 48,187	— —	2026年～2032年
合計	—	2,678,991	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 一部のリース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、当該リース債務については平均利率の計算に含めておりません。
3. 割賦未払金については、割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
4. 長期借入金及びリース債務及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	289,051	269,911	256,540	249,755
リース債務	32,843	13,187	5,374	5,472
長期割賦未払金	8,339	8,339	8,339	8,339
合計	330,234	291,437	270,254	263,566

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行 本店証券代行部
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.sunfeste.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨を定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社サンフェステ
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 永 憲 秀
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 王 知 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンフェステの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンフェステ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月30日開催の取締役会において、2025年6月26日に開催する定時株主総会に「上場廃止の件」を付議することを決議し、同株主総会において承認可決された。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月30日開催の取締役会において、2025年6月26日に開催する定時株主総会に「資本金の額の減少（減資）の件」を付議することを決議し、同株主総会において承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上